

倉敷市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、本市が電力を調達するに際し、環境に配慮した電力調達契約を行うために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達において、第5条に定める評価基準を満たすことを入札参加資格要件の一つとして、競争入札により契約者を選定する契約のことをいう。

(対象)

第3条 本方針は、本市の全ての高圧受電施設及び特別高圧受電施設における電力を調達する際に適用する。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合を除く。
2 前項の対象外施設については、電力を調達する際に本方針の適用に努めるものとする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

一 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

二 加点項目

- (1) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組

(評価基準)

第5条 本方針における評価基準は、次のとおりとする。

前述に定める基本項目を、別紙1「倉敷市電力の調達に係る環境配慮評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した合計が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するも

のとする。ただし、基本項目による評価の結果が70点に満たない場合には、基本項目の得点に加点項目の得点を加算した合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目について、別紙1評価基準により評価点を算定し、様式1「倉敷市電力の調達に係る環境配慮評価項目報告書」に記載して、市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定し、判定の結果について、様式2「倉敷市電力の調達に係る環境配慮評価結果通知書」により各電気事業者に通知するものとする。

3 市長は、本方針における入札参加資格要件を満たす電気事業者を、各所属へ周知するものとする。

(その他)

第7条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第8条 本方針に係る事務処理は、地球温暖化対策室において行う。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和2年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和7年4月1日から施行する。